

## ひきこもり訪問サポート事業実施要綱

### (目的)

第1条 この事業は、ひきこもりの状態にある人の自宅訪問等を行い、相談援助を行うことにより、社会参加の促進を図ることを目的とする。

### (実施主体)

第2条 この事業の実施主体は、県とする。

ただし、県は事業を実施する能力が認められる団体に委託することができる。

### (支援対象者)

第3条 この事業の支援対象者は、ひきこもりの状態にある者で、相談機関や集いの場等の社会資源を利用することが困難な者とする。

### (訪問サポートの実施者)

第4条 訪問サポートを行う者は、ひきこもり等の経験がある者、その家族、またはひきこもり者への支援の経験がある者等とし、ひきこもりの状態にある人やその家族の心理状況を共感的に理解できる者であって、個々の状況に応じて、課題の整理や今後の方向性の提言を行い、かつ計画的な支援を継続できる能力を有する者とする。

### (事業内容)

第5条 事業内容は、次のとおりとする。

- (1) ひきこもりの状態にある本人や家族等の要請により、訪問サポートが必要な家庭を訪問する。
- (2) ひきこもりの状態にある本人や家族の相談に応じ、助言指導を行う。
- (3) ひきこもりの状態にある本人と家族、或いは家族間の調整を行う。
- (4) ひきこもりの状態にある本人の外出や他者との交流、集いの場の利用等の援助を行う。
- (5) ひきこもりの状態にある本人と家族に対する研修、啓発等を行う。
- (6) 援助経過を記録し、保存する。

### (指導・監督)

第6条 県は、受託者に対し、この事業が適切かつ効果的に実施されるよう指導・監督するものとする。

### 附則

この要綱は、平成15年5月29日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。